

第28号様式

富 建 水 3 1 2 号
令和元年 9 月 1 3 日

総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿

群馬県富岡市長 榎 本 義 法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本市は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度	当該年度の前年度 (平成29年度)	当該年度 (平成30年度)	当該年度の翌年度 (令和元年度)
資金不足比率			
資金不足比率 (浄化槽整備推進事業特別会計)	—	52.6	—

備考

- 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

浄化槽整備推進事業特別会計は、令和元年度の公営企業会計への移行に伴い、平成30年度決算が打ち切り決算となったため、例年、出納整理期間に交付される国庫補助金等が未収金となったことから赤字が生じた。

したがって、平成30年度は、決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、令和元年度決算においては、資金不足比率が経営健全化基準未滿（資金不足額なし）となることが確実であると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。